

環評審第2号
令和3年(2021年)4月22日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境影響評価審議会

会長 山下 竜一



(仮称)島牧ウインドファーム事業環境影響評価方法書について(答申)

令和3年(2021年)12月1日付け環境第862号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

記

本事業は、島牧郡島牧村、寿都郡寿都町及び黒松内町の約931haを対象事業実施区域として、最大22基の風力発電機による最大出力121,000kWの風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域及びその周辺には、自然度の高い植生や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しているほか、既設風力発電所や計画中の風力発電事業が複数存在している。また、同区域周辺には住居が存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 今後の風力発電設備、変電設備、工事用道路等の設置、事業の実施に伴う土地の改変箇所等の決定、その他の事業計画の策定に当たっては、環境に配慮すべき区域を除外するなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、可能な限り評価項目及び分類群ごとに複数の専門家等の助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。その過程において、重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

なお、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合や、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等においては、事後調査を実施すること。

(2) 本方法書では、配慮書段階の事業実施想定区域から、自然度の高い植生を除外して対象事業実施区域を絞り込んだとしているが、区域は依然として、重要な自然環境のまとまりの場である保安林と大きく重複している。さらに、風車設置予定位置の大部分は保安林内に位置している。

このため、環境面に配慮した区域の絞り込みや風車の配置について更なる検討を行うとともに、準備書の作成に当たっては、区域及び風車設置予定位置の設定の理由を含め、検討の過程を具体的かつ分かりやすく記載すること。

(3) 対象事業実施区域及びその周辺には、既設風力発電所や計画中の風力発電事業が複数あることから、これらとの累積的影響が懸念される。このため、これらの事業者から必要な情報を入手した上で、2の個別的事項に示すとおり、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

また、他事業者に累積的影響の検討に必要な情報提供を依頼する場合は、本事業の環境影響評価に関する情報を他事業者に提供するなど、関係する事業者間で相互に環境保全のための有用な情報共有が図られるよう努めること。

(4) 今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、関係町村、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。

(5) 本方法書については、環境省が実施している環境影響評価図書の公開に関する取組みに協力して、縦覧期間終了後も同省のウェブサイトで公表されており、情報公開に関する一定の配慮は認められるものの、今後は印刷可能な状態にすることなども含め、さらなる利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音

ア 対象事業実施区域の周辺には住居が存在しており、工事の実施や施設の稼働に伴い、騒音による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限り住居から離隔することなどにより、影響を回避又は十分低減すること。

イ 施設の稼働による騒音について、他事業者の風力発電事業に係る情報を収集した上で、累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 水質

ア 対象事業実施区域には、島牧村及び寿都町の水道水源の集水域が含まれ、水源の水質への影響が懸念される。このため、関係町村と協議を行った上で、適切な調査、予測及び評価を実施し、土砂及び濁水の流入等による水環境への影響を回避するなどの環境保全措置を講ずること。

イ 工事の実施や地形の改変により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置については、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとすること。

(3) 風車の影

施設の稼働による風車の影については、影響が及ぶ時間の長短に関わらず人によって気になることがあるため、風車の適正な配置や構造等の検討を含めて、影響が回避又は十分に低減されているかの観点から評価すること。

(4) 動物

ア 哺乳類の捕獲調査について、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域内での環境特性ごとに適正な調査地点及びトラップの数等を設定すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺では、専門家ヒアリングにおいて希少種を含む多くのコウモリ類が生息している可能性が指摘されている。このため、専門家等から助言を得ながら風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、バットストライク等の影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺では、専門家ヒアリングにおいてチュウヒ、クマゲラなどの希少な鳥類の生息及びガンカモ類の渡りに関する情報も得られている。このため、これら希少な鳥類の生息やバードストライク、移動経路の阻害等への影響について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

なお、バードストライクについては、対象事業実施区域及びその周辺における衝突リスクの分布と風車設置予定位置の関係を図示した上で、評価を実施し、準備書に記載すること。

また、他事業者の風力発電事業に係る情報を収集した上で、専門家等から助言を得ながら鳥類への累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(5) 植物

ア 現地調査により重要な植物種や重要な植物群落が確認された場合は、これらの種の生育地及び群落、並びにその周辺の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

イ 工事の実施による土地改変に伴う表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略性の高い外来植物の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定する区域及びその周囲における侵略性の高い外来植物の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのないよう施工方法を検討すること。また、具体的な外来植物の拡散防止対策について準備書に記載すること。

(6) 生態系

ア 注目種については、現地調査の結果を踏まえて見直しを含めて検討の上、適切に選定するとともに、選定の経緯を準備書に記載すること。

イ 工事の実施による土地改変や樹木の伐採については、その範囲を必要最小限とすること。特に大型鳥類や哺乳類などが営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地については、現地調査によりその存在を確認した上で、改変の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

(7) 景観

フォトモンタージュの作成に当たっては、四季を通じて風車と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いて作成するとともに、色調、明度、解像度や大きさについては、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとすること。

また、他事業者の風力発電事業に係る情報を収集した上で、累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(8) 廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を実施すること。